

○ 事務局より、社会福祉審議会老人福祉専門分科会への諮問・答申の流れについて説明

○ 事務局より、久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について説明

III. 審議

○ 事務局より、社会福祉法人の設立について説明

○ 質疑

委員 社会福祉法人であれば、資産や役員がしっかりしていることが要件になると思うが、法人の資産や役員はどのように審査されたのか。

事務局 審査基準に基づいて審査している。(資料3に基づいて説明)

委員 施設長は法人の理事にも就任するのか。

事務局 そのとおり。

事務局 補足だが、資産については、社会医療法人の寄付と記載しているが、その社会医療法人の財産の状況を残高証明等で確認し、法人の組織運営についても、どういった方が役員になるのか詳しい調書を提出してもらっている。また、法人設立後の定款も提出してもらい、しっかりとした組織体制がとられる予定なのか確認を行っている。

委員長 保育所事業も同一法人が運営するのか。

事務局 保育所事業は4階部分に入る予定で、当該社会福祉法人は貸付を行い、別の法人が借りて保育所事業を行う予定。

委員長 では、十分議論も出尽くしたようなので、採決を行いたいと思う。社会福祉法人 若草会の設立について、賛成と思われる方は挙手を。

委員 (全員挙手)

委員長 全員一致で採決された。審議結果と採決結果については、社会福祉審議会委員長に報告する。

IV. その他

委員 今回整備を行うのは5事業所の予定か。来年度から145床の入居者を募集できる見込みということか。

事務局 その予定である。

委員 来年度の10月までに整備されるということか。

事務局 原則として、その予定である。

V. 閉会

分科会長より、閉会のあいさつ(16時50分終了)